入 札 説 明 書

令和7年度網走西部森林管理署の白滝南区事業宿舎B棟C棟D棟解体撤去工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日:令和7年10月23日
- 2 分任支出負担行為担当官 網走西部森林管理署長 佐野 由輝 紋別郡遠軽町大通北4丁目1番地1
- 3 工事概要等
 - (1) 工 事 名 白滝南区事業宿舎 B 棟 C 棟 D 棟解体撤去工事(電子入札対象案件)
 - (2) 工事場所 紋別郡遠軽町白滝 879-1
 - (3) 工事内容 別添仕様書等のとおり
 - (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで
 - (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
 - (6) その他
 - ① 本工事の入札に係る競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)等の提出、入札等は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、別添「紙入札方式参加承諾願」により発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。
 - ・ 受付窓口:網走西部森林管理署 総務グループ 総括事務管理官 紋別郡遠軽町大通北4丁目1番地1 電話:0158-42-2165
 - ・ 受付時間: 9時から17時までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。
 - ② 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争(指名競争)参加資格審査申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得したICカードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用登録を行ったものに限る。
 - ③ 入札参加者は、入札公告、仕様書、図面、契約書(案)及び現地等を熟読のうえ入札する こと。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和7・8年度の北海道森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち、業種区分が「建築一式工事」又は「土木一式工事」のD等級又はC等級、もしくは解体工事の認定を受けていること(会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。)。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者((2)の再確認を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの15年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。)。

なお、当該実績が森林管理局長等(森林管理局長、森林管理(支)署長をいう。以下同じ。)が 発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、林野庁工事成績 評定要領(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)第4の3に規定する工事成績評定表の評定点(以下「評定点」という。)が65点未満のものは、実績として認められない。 経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1者が上記の基準を満たす施工実績を有することとする。

同種工事:北海道内において建築一式工事(解体工事含む)又は土木一式工事の施工実績を 有する者。

- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法(昭和24年法律第100号)に基づき当該工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項に規定する工事については、専任の義務は有しない。
 - ① 主任技術者にあっては、2級土木施工管理技士、2級建築施工管理技士又はこれと同等の以上の資格を有する者であること。監理技術者にあっては、1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

- (ア) 主任技術者にあっては、1級建築士又は2級建築士の資格を有する者であること。
- (イ) 監理技術者にあっては、1級建築士の資格を有する者であること。
- ② 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、上記アに定める資格のうち1級以上の国家資格を有する者であって、かつ監理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- ③ 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの15年間に(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち入札説明書に示すものである場合にあっては、工事成績評定の評定点が入札説明書に示す点数未満であるものは経験として認められない。

- ④ 配置予定技術者については、資料提出日前に3ヶ月以上継続雇用している者であること。
- (6) 申請書及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から工事請負契約指名停止等措置要領(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 北海道森林管理局管内の森林管理(支)署長が発注した同種工事のうち、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間に完成・引き渡された工事のうち、工事成績の評定を受けた工事の実績がある場合においては、評定点の平均点が65点以上であること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。
 - ① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (4) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (4) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内(北海道内)に所在すること。

また、経常建設共同企業体として申請書及び資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

- (11) 以下の届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規程による届出
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規程による届出
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規程による届出

5 競争参加資格の確認等

(1) 本競争入札の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4の(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場において、4の(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4の(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4の(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期間内までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、 本競争入札に参加することができない。

申請書及び資料の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は持参すること。

【電子入札システムによる提出の場合】

- ① 提出期間:令和7年10月24日から令和7年11月7日まで。 休日を除く毎日9時から17時まで。
- ② 提出方法:

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」 (様式1)、「競争参加資格確認資料」(表紙1、様式2、3、4-①、4-②)をそれぞれ 添付し提出すること。ただし、申請書及び資料のファイルの合計容量が10MBを超える場合 には、原則として電子メール(電子メールの送信容量は、1通につき7MB以内とする。以下同 じ。)で提出すること(提出期限必着)。この場合、必要書類の一式を電子メールで送付する ものとし、下記の内容を記載した書面(様式自由)を電子入札システムより、申請書及び資料 として送信すること。

- ア 電子メールで提出する旨の表示
- イ 書類の目録
- ウ 書類のページ数
- エ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号 電子メールの送付先は次のとおりとする。

網走西部森林管理署 総務グループ 総括事務管理官

電話:0158-42-2165

メールアドレス: h_abashiriseibu@maff.go.jp

③ ファイル形式:

電子入札システムにより提出する申請書及び資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- · Microsoft Word
- Microsoft Excel
- ・その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- 圧縮ファイル LZH 形式

【紙入札方式による提出の場合】:

- ① 受付期間:令和7年10月24日から令和7年11月7日まで。 休日を除く毎日9時から17時まで。
- ② 受付場所:〒099-0404 紋別郡遠軽町大通北4丁目1番地1 網走西部森林管理署 総務グループ 総括事務管理官
- (2) 競争参加資格確認申請書は、様式1により作成すること。
- (3) 資料は、様式2、3、4-①、4-②とし、様式ごとに示す作成要領に従い作成すること。 なお、様式3に記載する「配置予定技術者」が実際の工事に当たって配置できないこととなっ た場合は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合にあっては、発注者との協議に より、主任技術者及び監理技術者を変更(15で後述)できるものとする。
- (4) 資料の作成説明会

資料の作成説明会については、原則として実施しない。

- (5) (1)の期間内に資料の提出がない場合(必要書類の未提出等も含む)又は資料の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。なお、記載内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとし、抽象的内容(丁寧に施工する等)の記載は認めない。
- (6) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和7年11月16日までに通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。
- (7) 資料の内容のヒアリング 資料の内容のヒアリングについては、原則として実施しない。
- (8) その他
 - ① 申請書及び資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出 者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ④ 提出期限後における申請書及び資料の差替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定技術者の変更に関し、やむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- (9) 上記4 (11) 競争参加資格①から③までの届出をしているか否かを確認するため、総合評定 通知書 (建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 21 条の4に規定するもので、申請日直近のもの) の写し等を提出すること。
- 6 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明
 - (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式自由)により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限:令和7年11月26日 17時まで
 - ② 提出場所:網走西部森林管理署 総務グループ 総括事務管理官

電話:0158-42-2165

メールアドレス: h_abashiriseibu@maff.go.jp

- ③ 提出方法:原則として電子メールによる(提出期限必着)。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和7年11月28日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- (3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。
 - ① 閲覧期間:令和7年12月1日から令和7年12月31日まで
 - ② 方法:インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/situmon_kaitou.html

- (4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面(様式自由)により再苦情を申し立てることができる。
 - ① 提出期限:(2)の回答書を受け取った日から7日(休日を除く。)以内
 - ② 提出場所:(1)の②に同じ。
 - ③ 提出方法:原則として電子メールによる(提出期限必着)。
- (5) 再苦情の申立てについては、北海道森林管理局入札監視委員会で審議する。
- (6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議 結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内 に、次の内容を書面により回答する。
 - ① 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由
 - ② 申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

7 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 受領期間:令和7年10月24日から令和7年11月17日まで
 - ② 提出場所:網走西部森林管理署 総務グループ 総括事務管理官

電話:0158-42-2165

メールアドレス: h abashiriseibu@maff.go.jp

- ③ 提出方法:原則として電子メールによる(様式自由)。
- (2) (1)の質問に対する回答は、書面(電子メール)により行う。

また、(1)の質問及び回答書の写しを、令和7年11月20日から令和7年11月24日まで、 北海道森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

- 8 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 電子入札システムによる場合は、

入札開始日 令和7年11月19日 10時00分 入札締切日 令和7年11月25日 9時30分

- (2) 持参による入札の場合は、令和7年11月25日9時30分までに網走西部森林管理署入札室 へ持参の上、入札すること。この場合、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があること が確認された旨の通知書の写しを持参すること。
- (3) 開札は、令和7年11月25日9時30分に網走西部森林管理署入札室において行う。

9 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称、住所、あて名及び工事名を記載し持参することとし、郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

代金額の10分の1以上とする。

- (1) 入札保証金:免除
- (2) 契約保証金:納付(保管金の取扱店 日本銀行北見代理店) ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。
- ① 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店)
- ② 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証会社をいう。)の保証(取扱官庁 網走西部森林管理署)また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負

なお、電子証書等(電磁的記録により発行された保証証書等をいう。)を利用する際は、落札 者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情 報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当 該電子証書等を閲覧する。

11 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

工事費内訳書は、様式自由とするが、数量、単価、金額については、必ず記載すること。

① 電子入札方式の場合

ア 提出方法

工事費内訳書をウに示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに添付し、 入札書とともに送信すること。ただし、工事費内訳書のファイルの容量が10MBを超える場合には、次のイによること。

イ 電子メールについて

工事費内訳書のファイルの容量が 10MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ原則として電子メールで提出すること(提出期限必着)。この場合には、工事費内訳書の一式を電子メールで送付するものとし、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面(様式自

- 由)を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。
- (ア) 電子メールで提出する旨の表示
- (イ) 書類の目録
- (ウ) 書類のページ数
- (エ) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号 提出先は次のとおりとする。

網走西部森林管理署 総務グループ 総括事務管理官

電話:0158-42-2165

メールアドレス: h_abashiriseibu@maff.go.jp

ウ ファイル形式

電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、以下のいずれかの形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

- · Microsoft Word
- Microsoft Excel
- ・その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・圧縮ファイル ZIP 形式
- ② 紙入札方式の場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

- (2) 入札参加者は、商号又は名称、住所、あて名及び工事名を記載し、記名を行った工事費内訳書を提出すること。なお、提出された工事費内訳書について、分任支出負担行為担当官が説明を求めることがある。また、当該工事費内訳書未提出業者の入札は無効とする。
- (3) 談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ、工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

12 開札

開札は、電子入札システムにより、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものと する。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

13 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書、入札説明書及び入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には落札決定を取り消す。

上記の場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止若 しくは第10の規定に基づく書面又は口頭での警告又は注意の喚起を行うことがある。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の 時において4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

14 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当と認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) 予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、16に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとし、

調査の対象となる者はこれに協力しなければならない。

15 配置予定技術者の確認

落札者決定後、「工事実績情報システム (CORINS)」等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。なお、実際の施工に当たって、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合であって下記のいずれかに該当するときは、発注者との協議により、配置する主任技術者及び監理技術者を変更できるものとする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の分任支出負担行為担当官が認める事由による場合。
- (2) 受注者の責によらない理由により工事の中止がなされ、又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合。
- (3) 工場から工場以外の場所へ工事の現場が移行する時点(橋梁等工場製作を含む工事の場合)。
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合(大規模な工事の場合)。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、配置する主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験であって、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

16 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回る価格による入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が 履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者からの事情聴取、関係機関の意見照 会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

17 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成し(落札者が決定したときは、遅滞なく7日を目安として 分任支出負担行為担当官が定める期日までとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の 事情があるときは、その事情に応じて期日を考慮するものとする。)、契約書の取りかわしをす るものとする。

18 支払条件

- ① 前金払 有
- ② 中間前金払及び部分払 中間前金払 無 部 分 払 無

ただし、低入札価格調査を受けた場合にあっては、契約保証金及び受注者の解除権行使に伴う違約金の額については、国有林野事業工事請負契約約款(国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について(平成7年11月28日付け7林野管第161号林野庁長官通知)別添2の国有林野事業工事請負約款をいう。以下同じ。)第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。また、この場合において、前金払については、国有林野事業工事請負契約約款第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

③ 前払金の保証証書の電子化

前払金の保証に係る保証証書の寄託については、原則として、受注者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書(電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。)を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する。

19 関連情報を入手するための照会窓口

〒099-0404 紋別郡遠軽町大通北4丁目1番地1 網走西部森林管理署 総務グループ 総括事務管理官

電話:0158-42-2165

メールアドレス: h_abashiriseibu@maff.go.jp

20 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者は、5の(3)の資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること(5の(3)のなお書きの場合を除く。)。
- (3) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から17時まで利用することができる。
- (4) 障害発生時、電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

【システム操作・接続確認等の問合せ先】

農林水産省電子入札センターヘルプデスク

受付時間: 9時から16時(12時から13時までを除く。)

電話:048-254-6031

メールアドレス: help@maff-ebic.go.jp

- (5) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (6) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を電子メールにより送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (7) 森林整備保全事業工事標準仕様書、森林整備保全事業施工管理基準ついては、北海道森林管理 局ホームページを参照すること。
- (8) 競争参加資格等で求める「過去〇年以内」、「過去〇年間」の年とは、会計年度(4月1日~3月31日)のことであり、競争参加資格確認資料等において「過去15年以内」、「過去3年間」等とあるものは、それぞれ「過去15年度以内」、「過去3年度の間」等と読み替える。この場合、「過去15年度」とは、入札公告日の属する年度の前年度を起点として過去15年度の期間をいう。
- (9) 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等 工事の施工のために下請契約を締結する場合、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設 業者を下請契約(受注者が直接契約締結するものに限る。)の相手方にはできない。
- (10) 入札者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策 推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (11) 調査基準価格等を下回った場合、入札書の提出後における事情聴取等に応じないなど調査に協力しないときは、入札心得に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効にするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

紙入札方式参加承諾願

- 1 発注工事(業務)名 白滝南区事業宿舎 B 棟 C 棟 D 棟解体撤去工事
- 2 電子入札システムでの参加ができない理由 (記入例:認証カードの発行手続が遅れているため(令和○年×月△日カード取得予定) 等)

上記のとおり、電子入札システムを利用することができないため、紙入札方式での参加を承諾いた だきますようお願いします。

令和 年 月 日

住所 商号又は名称 代表者氏名

分任支出負担行為担当官 網走西部森林管理署長 佐野 由輝 殿

上記について承諾します。

令和 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官 網走西部森林管理署長 佐野 由輝

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 網走西部森林管理署長 殿

> 住所 商号又は名称 代表者の役職及び氏名

令和 年 月 日付けで入札公告のありました白滝南区事業宿舎 B 棟 C 棟 D 棟解体撤去工事に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告に定める同種工事の施工実績等(様式2)
- 2 上記1に係る契約書の写し(発注者が森林管理局長又は森林管理(支)署長(以下 「森林管理局長等」という。)であって、CORINSに登録がない場合)
- 3 上記1に係る施工証明書(様式2-1:発注者が森林管理局長等でない工事の施工 実績を記載する場合でCORINSに登録がない場合に添付)
- 4 上記1に係る工事成績確認書(工事成績評定通知書を紛失した場合に添付)
- 5 入札公告に定める配置予定技術者の資格・工事経験(様式3)
- 6 上記5に係る資格者証の写し及び経験を証明する資料
- 7 入札公告に定める経営関係等の状況(様式4)
- 8 問い合わせ先

担当者名:

部署名 :

電話番号:

(様式1作成要領)

- 1 用紙は日本産業規格A列4版とする。
- 2 様式中に示している事項のほか、競争参加資格確認申請書の提出に添付する資料のすべてについて記載する。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 網走西部森林管理署長 殿

> 住所 商号又は名称 代表者氏名

白滝南区事業宿舎B棟C棟D棟解体撤去工事競争参加資格確認資料

所在地(本社(本店、支店、営業所)の所在地を記入) 登録番号 建設業許可番号 〇〇一〇〇〇

連絡先氏名電話

標記について、令和 年 月 日付けで公告のありました白滝南区事業宿舎 B 棟 C 棟 D 棟解体撤去工事の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

[留意事項]

- 電子入札システムを用いて提出すること。
 - ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の合計容量が10 MBを超える場合には、原則として電子メールで提出すること(提出期限必着)。
 - なお、この場合は、必要書類の一式を電子メールにより提出する旨を記載したファイルを 電子入札システムにより提出すること。
- 2) 資料の提出に当たっては、入札説明書や記載要領を熟読のうえ、誤記や資料の添付漏れがないか十分確認すること。

(表紙1-2)

提出書類一覧

様式名称	添付書類	提出書類	(省略する場合)
様式2	工事成績評定通知書等(写)	提出/省略	【記載例】○○森林管理署、○○年度○○工事(○月○日入札)に提出済み。(内容に異同はない。)
	工事成績評定通知書等(写)	提出/省略	
	資格者証等【監理技	術者の場合】	
	監理技術者資格者 証等(写)	提出/省略	
	監理技術者講習修 了証等(写)	提出/省略	
様式3	健康保険被保険者	提出/省略	
	証等 (写)	(必要に応じて)	
	資格者証等【監理技行	術者補佐の場合】	
	保有する資格・免許を 確認できる書類(写)	提出/省略	
	資格者証等【主任技	術者の場合】	
	保有する資格・免許を 確認できる書類(写)	提出/省略	
様式4-①	工事成績評定通知書等(写)	提出/省略	
様式4-2	実績を確認できる 書類等(写)	提出/省略	

(注1)様式2、3、4-①、4-②の添付書類について、内容に異同がない場合に限り、当該年度において初参加の入 札へ提出した該当資料をもって、提出を省略することができることとする。この場合は、「省略」を選択の上、 当該資料を提出した入札の情報を記載すること。

なお、当該年度において、初参加の入札の場合は、「提出」を選択の上、添付書類を提出すること。

(注2) 入札公告において明示した資格、実績又は試験(以下「資格等」という。)を工事実績情報システム(CORINS) の登録が完了している工事により確認できる場合は、次に掲げる各様式のCORINS 登録の有無欄にCORINS 登録番号を記載することにより工事カルテ(写)の添付を省略できるものとする。

ただし、CORINS で確認できない場合は、入札公告において明示した資格等が確認できる資料の写しを添付すること。

- ①同種工事の施工実績等<様式2>
- ②配置予定技術者の資格・工事経験等<様式3>

同種工事の施工実績等

工事名:白滝南区事業宿舎 B 棟 C 棟 D 棟解体撤去工事 会社名:

	実績の区分	同種工事 該当有り / 該当無し
	工事名称	〇〇工事
		(CORINS登録番号:)
エ	発注機関名	○○森林管理署
	工事場所	北海道○○市○○町 ○○林班○○小班
事		
	契約金額	○○, ○○○, ○○○円 (税込み金額)
	工期	年月日~ 年月日
名	受注形態等	単体 / ○○工事共同企業体(自社出資比率○%)
	共同企業体の	
	構成業者名等	○○株式会社(○等級)、○○株式会社(○等級)
称	工事概要	
	工種	治山ダム工
等	規模・規格等	高さ:10.0m、堤長:80.0m、体積:1,500㎡
工		
事	工事成績評定	過去3年度間の同種工事成績評定の平均点: 点/ 該当無し
成		
績		
評		
定		

(様式2作成要領)

- 1 様式中の各項目における記載内容は例示である。
- 2 用紙は、日本産業規格A列4版とする。
- 3 工事名称等
 - (1) 「工事名称等」欄は、入札公告に明示する「同種工事」であって過去15年度間に元請契約により履行した工事のうち、1件を選定し記載するものとし、選定に当たっての優先順位は国発注(国の法人を含む)、地方公共団体発注、その他発注工事とする。

また、施工実績が無い場合は、「実績の区分」欄に「該当無し」と記載する。

- (2) 「同種工事」の施工実績を証明するため次のいずれかの書類を添付する。
 - ア 発注者が森林管理局長又は森林管理(支)署長(以下「森林管理局長等」という。) である場合
 - ① CORINSに登録されている場合は工事カルテの写し
 - ② CORINSに登録されていない場合は契約書の写し
 - イ 発注者が森林管理局長等でない場合
 - ① CORINSに登録されている場合は工事カルテの写し
 - ② CORINSに登録されていない場合は、当該工事の発注者が作成した「施工証明書」 (様式〇一〇の様式番号を様式2-1とする。)
- (3) 「同種工事」の施工実績に記載する工事が森林管理局長等の発注した工事である場合には 、上記(2)のアの証明書に当該工事に関する「工事成績評定通知書」の写し(工事成績評定 通知書を紛失した場合には、様式5により当該森林管理局長等に確認申請を行い、様式6「 工事成績確認書」)を添付する。
- (4) 「受注形態等」欄の「共同企業体構成業者名等」は、施工実績として記載した工事を共同 企業体形式で受注した場合に、共同企業体を構成していた会社名及び等級を記載する。

4 工事成績評定

- (1) 「過去3年度間の同種工事成績評定の平均点」とは、北海道森林管理管内の森林管理(支)署長が発注し、受注者に対して結果が通知されている同種工事成績評定の平均点をいう。
- (2) この場合において、森林管理局長等が発注した工事であるが、工事成績評定が実施されなかった工事(工事成績評定の対象とならない500万円以下の工事は除く。)の工事成績評定点は65点として平均点を算出する。

また、森林管理局長等の発注工事の施工実績が1工事のみの業者については、その成績に65点を加え2で除した点数とする。

ただし、1工事のみの成績が65点未満の業者については、その措置を行わない。

(3) 森林管理局長等が発注した工事でない工事に係る工事成績評定は対象外とし、工事成績評定点を有しない者は「該当無し」と記載する。

配置予定技術者の資格・工事経験等

工事名:白滝南区事業宿舎 B 棟 C 棟 D 棟解体撤去工事

会社名:

	従事役職	主任技術者 / 監理技術者 / 監理技術者補佐
	氏 名	
	生年月日	
配置予定	最終学歴	○○大学 ○○科 ○○年卒業
技術者の	法令等による	○級土木施工管理技士(取得年月日·登録番号)
資格等	資 格	技術士(取得年月日・部門・選択科目)
		監理技術者資格(取得年月日・登録番号)
	雇用年月日	年 月 日
継続教育(継続教育の過去3年	ア 森林分野20ポイント以上の証明あり
CPD)の取	度間の取得ポイント	イ 森林分野のポイント証明あり
組状況		ウ 証明なし
	工事名称	○○工事(CORINS登録番号:) /該当無し
	発注機関名	○○森林管理署
	施工場所	北海道○○市○○町 ○○林班○○小班
	契約金額	○○, ○○○, ○○○円 (税込み金額)
	工期	年月日~ 年月日
	受注形態等	単体 / ○○工事共同企業体(自社出資比率○%)
工事経験	共同企業体の構	○○株式会社(○等級)、○○株式会社(○等級)
の概要	成業者名等	
	従事役職	現場代理人・主任技術者・監理技術者(これらに補助者として従事
	(大学) (人) (人)	した技術員を含む)、施工監督、工事主任
		した政門員を自む)、旭工画目、工事工は
	 工事概要	
	工種	 治山ダム工
	規模・規格等	- 15-15-15-15-15-15-15-15-15-15-15-15-15-1
	79612 79610 1	同, C. 5. 6 m (元文 : 50. 6 m (元页 : 10 6 m
	従事工事の有無	従事工事有り / 従事工事無し
	工事名称	○○工事 (CORINS登録番号:) / CORINS登録無し
	発注機関名	北海道○○市 (○○部○○課)
	工期	年月日~ 年月日
	受注形態等	単体 / ○○工事共同企業体(自社出資比率○%)
	共同企業体の構	○○株式会社(○等級)、○○株式会社(○等級)
申請時に	成業者名等	COMMAND (COMMAND (COMMAND)
おける他	(本事役職) (本事役職)	
工事への	人子 区1 ⁴ 6	
従事状況	 工事概要	
等	工種	 OOI, OOI
	規模・規格等	00 0m, 00 0m², 00 0m²
	本工事と重複する場	
	合の対応措置	本工事の工期は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで重複すること
		となるが、本工事の現場着手は現従事工事が完了する〇年〇月〇日
		以降であることから、本工事における○○技術者としての従事は可
		が存 とめることがら、本工事におけるOO技術有としての促事は可能である。
		正 (な) ら。

(様式3作成要領)

- 1 様式中の各項目における記載内容は例示である。
- 2 用紙は、日本産業規格A列4版とする。
- 3 配置予定者技術者の資格等
- (1) 「従事役職」欄は、本工事に配置を予定する技術者の役職を記載する。

ただし、監理技術者補佐の配置を予定する場合は、監理技術者とは別に様式3を記載し、必要となる書類の写しを添付すること。

- (2) 「法令等による資格」欄は、土木施工管理技士、技術士、監理技術者等の該当する資格を記載し、入札公告に明示する資格を有することを証明する書類の写しを添付する。
- (3) 「雇用年月日」欄は、配置予定技術者が主任技術者又は監理技術者である場合に、当該技術者を直接的かつ恒常的に雇用することとなった年月日を記載し、当該雇用を証明する書類(雇用通知書等)の写しを添付する。また、監理技術者資格証により直接的かつ恒常的な雇用関係(3ヶ月以上)を明確に確認できない場合には、健康保険被保険者証等(被保険者記号・番号等にマスキングを施されたものに限る。)の雇用関係を明確に確認できる書類の写しを添付すること。
- 4 継続教育(CPD)の取組状況

継続教育の過去3年度間の取得ポイントについてア~ウの該当するものを○で囲み、ポイントがある場合にはその証明書の写しを添付する。

5 工事経験の概要

(1) 「工事名称」欄は、配置予定技術者が従事した入札公告に明示する「同種工事」であって、過去15年度間に履行した工事のうち1件を選定して記載することとし、選定に当たっての優先順位は、国発注(国の法人を含む)、地方公共団体発注、その他発注工事とする。

また、該当が無い場合は「該当無し」と記載する。

- (2) 「工事名称」欄に記載する工事の施工実績を証明するため次のいずれかの書類を添付する。 なお、「工事名称」欄に記載する工事が様式2の「同種工事の施工実績」において証明されて いる場合は、本欄に記載する工事の施工実績の証明書の添付を省略できる。
 - ア 発注者が森林管理局長又は森林管理(支)署長(以下「森林管理局長等」という。)である場合
 - ① CORINSに登録されている場合は工事カルテの写し
 - ② CORINSに登録されていない場合は契約書の写しと主任技術者等の届出書の写し
 - イ 発注者が森林管理局長等でない場合
 - ① CORINSに登録されている場合は工事カルテの写し
 - ② CORINSに登録されていない場合は、当該工事の発注者が作成した「施工証明書」 (様式 \bigcirc - \bigcirc の様式番号を様式3-1とする。)

- (3) 「工事名称」欄に記載する工事の施工実績に記載する工事が森林管理局長等の発注した工事である場合には、上記(2)のアの証明書に当該工事に関する「工事成績評定通知書」の写し(工事成績評定通知書を紛失した場合には、様式5により当該森林管理局長等から確認を受けた様式6「工事成績確認書」)を添付する。
- (4) 「受注形態等」欄の「共同企業体構成業者名等」は、「工事名称」欄に記載した工事を共同企業体形式で受注した場合に、共同企業体を構成していた会社名及び等級を記載する。
- (5) 「従事役職」欄は、「工事名称」欄に記載した工事において従事した現場代理人、主任技術者、監理技術者及びこれらに補助者として従事した技術員、並びに施工監督、工事主任のうち該当する役職名を記載する。
- (6) 「工事概要」欄は、「工事名称」欄に記載した工事の内容について可能な限り詳細に記載する。
- (7) 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士等と「同等以上の資格を有する者」とみなす場合は、主任(監理)技術者の下で行った「工程管理」、「出来形管理」、「品質管理」及び「安全管理」のうち、いずれか2以上の職務の実績があることを証明する書類として、施工体制図等を添付すること。
- 6 申請時における他工事への従事状況等
- (1) 「従事工事の有無」欄は、本競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出時に配置予定の技術者が従事している工事の有無について記載する。
- (2) 「工事名称」欄は、資料の提出時に配置予定技術者が、主任技術者、監理技術者、現場代理人として従事している全ての工事の名称を記載する。
- (3) 「工事名称」欄に記載した工事への従事状況を証明するため次のいずれかの書類を添付する。 ア 発注者が森林管理局長等である場合
 - ① CORINSに登録されている場合は工事カルテの写し
 - ② CORINSに登録されていない場合は契約書の写しと主任技術者等の届出書の写し
 - イ 発注者が森林管理局長等でない場合
 - ① CORINSに登録されている場合は工事カルテの写し
 - ② CORINSに登録されていない場合は、当該工事の発注者が作成した「施工証明書」 (様式〇一〇の様式番号を様式3-2とする。)を添付する。ただし、従事中の工事が複数の場合は、様式3-2-①、様式3-2-②として従事中の工事数に合致させる。
- (4) 「受注形態等」、「従事役職」、「工事概要」の各欄は、「工事名称」欄に記載した全ての工事について上記5の(4)から(6)に準じて記載する。

(5) 「本工事と重複する場合の対応措置」欄は、「工事名称」欄に記載した全ての工事について、 本工事を落札した場合に配置を予定している技術者の従事状況と本工事に配置を予定している 技術者の配置計画に係る対応方法を記載する。

経営関係等の状況

工事名:白滝南区事業宿舎 B 棟 C 棟 D 棟解体撤去工事 会社名:

	項目	個音 B 保 C 保 D 保 所 体 服 去 工 争	有 無
	不誠実な行為の	1 競争参加資格申請書提出時における営業停止及び	有・無
	有無	北海道森林管理局による指名停止の有無	
		(1) 営業停止命令を受けている場合	
		① 営業停止命令を行った機関名:	
		② 営業停止の理由:	
		③ 営業停止の期間:	
経		(2) 北海道森林管理局による指名停止措置を受けて	
		いる場合	
		① 指名停止の理由:	
営		② 指名停止の期間:	
		2 過去2年度間に低入札価格対象工事として受注し、	有・無
関		かつ当該工事の工事成績評定点の実績の有無	
		〇 有りの場合(下記事項を記載する。)	
		① 発注機関名:	
係		② 契約金額 : 円	
		③ 工事内容 :	
		④ 欠格の理由:	
		⑤ 工事成績評定点: 点	
		2 凯扎罗茨亚式本人の即注の左便(記卦子冊)	
		3 設計業務受託者との関連の有無(記載不要)	
		① 本工事の設計業務受託者	
		② 資本関係の有無	
		③ 人的関係の有無	
		④ その他、上記①又は②と同視し得る関係の有無 4 みれ 参加老問の次本問係の人的関係の有無	_
		4 入札参加者間の資本関係や人的関係の有無	左 .無
		① 資本関係の有無	有・無
		② 人的関係の有無	有・無
		③ その他、上記①又は②と同視し得る関係の有無	有・無
		5 農林水産上発注工事等からの暴力団排除の推進に ついて(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房	当・否
		ういく(平成19年12月7日刊り19経第1314万人臣自房 経理課長通知)に基づき、警察当局から部局長に対し	ヨ・台
		経理課長通知)に基づさ、警察目向から部向長に対し 、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこ	
		、泰力団員が美員的に経営を文能する建設未有文はこれに進ずるものとして農林水産省発注工事等からの	
		#除要請があり、当該状態が継続している者であるか	
		が一般を明かめり、当成仏感が極続している有であるが 一 否かの当否	
		ロルツノコロ	

様式4-②

工事名:白滝南区事業宿舎B棟C棟D棟解体撤去工事 会社名:

	項目	具体的な項目	有 無
経	地理的条件	北海道森林管理局管内での本店、支店又は営業所所在	有・無
営		の有無	
関		○ 有りの場合(下記の事項を記載する。)	
係		① 本店所在地 :	
		② 支店所在地 :	
		③ 営業所所在地:	
	保険の加入の	1 健康保険の加入の有無	有・無
	有無	2 厚生年金保険の加入の有無	有・無
		3 雇用保険の加入の有無	有・無

(様式4-①及び4-②作成要領)

- 1 様式中の各項目における記載内容は例示である。
- 2 用紙は、日本産業規格A列4版とする。
- 3 経営関係
- (1) 不誠実な行為の有無
- ア 1の営業停止及び指名停止は、現在及び入札執行日までの状況を記載する。
- イ 2の「過去2年度間に低入札価格調査対象工事として受注し当該工事の工事成績評定点の実績の有無」は、過去2年度間に低入札価格調査対象工事として受注し施工した場合の状況について記載する。
- ウ 4の「入札参加者の間に資本関係や人的関係の有無」とは、入札説明書4の(8)に明示する関係 をいい、現時点における関係を記載する。
- エ 5の「農林水産上発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1 314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者であるか否かの当否」は、現に農林水産省等の発注工事からこれを理由として排除要請を受けているか否かの事実により記載する。
- (2) 地理的条件

北海道森林管理局管内での本店、支店又は営業所所在の有無について記載する。

(3) 保険の加入の有無

健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入の有無を記載する。 確認のため、総合評定通知書等を添付する。

様式第5号(第4条)

入 札 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 網走西部森林管理署長 殿

(入札者)住 所

商号又は名称 代表者氏名

(代理人)

氏 名

¥

ただし、白滝南区事業宿舎B棟C棟D棟解体撤去工事の代金

上記のとおり、入札心得、契約条項、その他関係事項を承知の上、入札します。

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第6号(第4条)

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日令和 年 月 日
- 2 件 名 白滝南区事業宿舎 B 棟 C 棟 D 棟解体撤去工事
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所 商号又は名称 代表者氏名

分任支出負担行為担当官 網走西部森林管理署長 殿

工事請負契約書(案)

円)

- 1 工 事 名 白滝南区事業宿舎B棟C棟D棟解体撤去工事
- 2 工事場所 紋別郡遠軽町白滝879-1
- 3 工 期 契約締結の翌日から令和8年3月13日まで
- 4 請負代金額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
- 5 契約保証金額 請負代金額の10分の1以上
- 6 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会 〔北海道〕建設工事紛争審査会
- 7 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除			
の区分	選択事項		選択条項
	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券	等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又 業会社の保証	は保証事	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
	[] 主任技術者 [] 監理技術者		第10条第1項第2号
×	支給材料及び貸与品		第15条
	前金払		第35条第1項
×	中間前金払		第35条第5項
×	部分払	回以内	第38条
×	部分払の対象となる工場製品		第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

[注] 国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙1を添付する(該当なし)。

- 8 建設発生土の搬出先等 該当なし
- 9 解体工事に要する費用等 別紙 2 のとおり [注] [注] 工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第 1 項に規定する対象建設工事の場合に限る。
- 10 建物等の解体撤去工事仕様書 別紙3のとおり
- 11 特約事項 特になし

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページ上に掲載している国有林野事業工事請負契約約款(本工事の公告日現在)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により 契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 (住所) 紋別郡遠軽町大通北4丁目1番地1

(氏名) 分任支出負担行為担当官 網走西部森林管理署長 佐野 由輝 印

受注者 (住所)

(氏名) 印

[注] 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同 企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

1 分別解体等の方法

	工程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工	①建築設備・	建築設備・内装材等の取り外し	□手作業
程	内装材等	□有 □無	□手作業・機械作業の併用
<u>_</u> "			
と	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し	□手作業
\mathcal{O}		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
作			
業	③外装材·上	外装材・上部構造部分の取り壊し	□手作業
内	部構造部分	□有 □無	□手作業・機械作業の併用
容			
及	④基礎・基礎	基礎・基礎ぐいの取り壊し	□手作業
び	ぐい	□有 □無	□手作業・機械作業の併用
解			
体	⑤その他	その他の取り壊し	□手作業
方		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
法			

- 〔注〕分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。
- 2 解体工事に要する費用(直接工事費)

円 (税抜き)

- [注]・解体工事の場合のみ記載する。
 - ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 - ・仮設費及び運搬費は含まない。
- 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

施設の名称	所 在 地
	施設の名称

- 〔注〕建設現場において再資源化する場合については、記載不要。
- 4 再資源化等に要する費用(直接工事費)

円 (税抜き)

〔注〕運搬費を含む。

建物等の解体撤去工事仕様書 (白滝南区事業宿舎 B 棟 C 棟 D 棟解体撤去工事)

本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」 (以下、「建設リサイクル法」という。) により分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再 資源化等の実施義務を有する工事であり、下記により分別解体等を行い、特定建設資材廃棄 物の再資源化等を図るものとする。

1 一般的事項

- (1)建物・工作物の解体に当たっては、建設リサイクル法及び石綿障害予防規則(令和2年厚生労働省令第134号による改正)並びに関連する法令を遵守し、特に工事現場の施工・管理等は適切に行うものとする。
- (2)解体する物件は、下記7に掲げる建物・工作物及び監督員が指示する物件と する。
- (3) 仕様書及び施工上において不明な点が生じた場合は、監督員の指示に従うものとする。
- (4) 建物・工作物の解体に当たっては、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) 等の関係法令を遵守し、労働安全衛生に十分配慮するものとする。

2 特記事項

本工事の施工に当たり、本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣 官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(最新版)」(以下「解共仕」と いう。)に基づくこと。

3 官公署その他への届出手続等

建築リサイクル法及び建築基準法に規定されている「各種届出等」について、 関係行政機関へ必要な届出手続を行うこと。

4 保険等

- (1)契約約款に基づき雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- (2) 雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して 責任を持って適正な補償をしなければならない。
- (3) 労働者災害補償保険関係成立の証並びに、建設業退職金共済制度に加入した時には、その発注者用掛金収納書を工事請負契約締結後発注者に提出しなけれ

ばならない。

5 工事関係図書

「解共仕」1. 2. 1 から 1. 2. 3 に基づき「実施工程表」、「施工計画書」、「工事記録(写真)」を整備すること。

6 仮設工事

- (1) 本工事の施工に当たり、施工区域外の発注者敷地に仮設建物等の設置を必要とする場合は、あらかじめ、発注者の承認を得るものとし、これに要する費用は全て受注者の負担とする。
- (2) 監督職員事務所の設置は不要である。
- (3) 既存施設の工事用用水・電力の利用はできない。
- (4) 工事名称、発注者等を示す工事標識及び労災保険関係成立の標識を、公衆の 見やすい場所に掲示しなければならない。

7 解体・撤去物件の範囲、構造及び数量等

別添「解体・撤去物件の範囲、構造及び数量」及び「アスベスト含有調査結果」のとおり。

なお、本工事を施工した結果、工事費内訳書の数量等と実際の数量等とに差異が生じても契約変更は行わないことから、必ず現地を熟覧した上で応札すること。

8 解体 · 撤去作業

- (1)分別解体等に当たっては、建設リサイクル法第9条第2項に定めるところにより、施工方法に関する基準として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(国土交通省・環境省令第1号)」(以下、「主務省令」という。)第2条に規定する基準に従い、施工しなければならない。
- (2) 建物、工作物の解体・撤去に当たり次の措置を講ずるものとする。
 - ① 第三者に危害を及ぼさないよう防護措置を講ずるものとする。
 - ② 騒音、振動の防止対策は、善良な管理者をもって対処するものとする。
 - ③ 作業区域外へ粉塵の飛散が危惧される場合には、仮囲い、散水等により飛 散防止措置を講ずるものとする。
- (3) 分別解体等に当たっては、排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
- (4) アスベスト含有建材等(みなし含む)については、関係法令に基づき適切に 処理するものとする。

9 再資源化等及び処分

(1)特定建設資材廃棄物の再資源化等は、契約書「別紙2」の再資源化等をするための施設において行うものとする。

- (2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条第 1 項の規定により、その旨を書面にて報告するものとする。
- 10 解体後の整地・後片付け
- (1) 土中解体物の撤去跡は山砂、良質土等により埋戻し転圧する。
- (2) その他解体・撤去により生じた施工地の凸凹は平坦に整地する。
- (3) 本工事完了後は、敷地内に設置した仮設物を撤去し敷地内全体の清掃を行う。

11 その他事項

- (1) 工事施工に起因する騒音・振動のほか、現場における安全対策等について、 関連法令に従い、十分注意すること。
- (2) 工事施工に際し、住民等から異議の申し立てがなされる等、何らかの問題が 生じた場合には、当該部分にかかる工事を直ちに中断し、速やかに監督職員に 報告の上指示を仰ぐこと。
- (3) 本仕様書に記載の無いもの及び本仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

○解体・撤去物件の範囲、構造及び数量

5711 Jacoban - 1000 M. J.					
施設名		種目	面積(㎡)	構造	建築年
白滝南区事業宿舎B棟C棟D棟	B棟	住宅建	建:43 延:43 平屋建	木造モルタル造	昭和43年
※屋外の灯油タンク、排水設備等含む	C棟	住宅建	建:55 延:55 平屋建	木造モルタル造	昭和43年
※トイレは汲み取り式	D棟	住宅建	建:55 延:55 平屋建	木造モルタル造	昭和43年

※建設時の設計図面等はありません。

○アスベスト含有調査結果

() アスト 5 年 調 年 福 米							
施設名	採取場所	建材名	アスベスト有無	石綿種類			
白滝南区事業宿舎B棟	白滝南区事業宿舎C棟の調査結果と同様とみなす。						
	外壁	吹付リシン	無	-			
	軒天	スレート、有孔板	有	クリソタイル			
白滝南区事業宿舎C棟	煙突出口	耐火モルタル	無				
口他用心尹未相音∪休	内壁(勝手口)	セメント板	有	クリソタイル			
	内壁	プラスターボード	無	-			
	天井	クロス+プラスターボード	無	=			
白滝南区事業宿舎D棟	白滝南区事業宿舎C棟の調査結果と同様とみなす。						

工事費内訳書

工事名:白滝南区事業宿舎B棟C棟D棟解体撤去工事

※工事の内容及び数量等の把握に当たっては、必ず現地を熟覧して下さい。

(種目別内訳)					
名 称	摘 要	数 量	単位	金 額	備考
直接工事費					
解体工事費		1	式		
廃棄物運搬費		1	式		
廃棄物処分費		1	式		
仮設工事費		1	式		
外構工事費		1	式		
その他工事費		1	式		
計					
共通費					
共通仮設費		1	式		
現場管理費		1	式		
一般管理費		1	式		
計					
工事価格 合計					
消費税		10	%		
工事費 総合計					

工事名:白滝南区事業宿舎B棟C棟D棟解体撤去工事

※工事の内容及び数量等の把握に当たっては、必ず現地を熟覧して下さい。 (細目別内訳)

名 称	数量	単位	単価	金額	摘要
【直接工事費】					
(解体工事費)					
本体取り壊し	155	m ^²			
土間コンクリート取り壊し	0.8	m			
基礎コンクリート取り壊し	34. 0	m			
無筋コンクリート取り壊し	22. 0	m³			
鉄筋切断	30.0	m³			
屋根撤去	230. 0	m ²			
外壁撤去	335. 0	m ²			
内部片付け	1	式			
仕上げ材撤去	140. 0	m ²			
建具撤去	50.0	m ²			
小 計					
(廃棄物運搬費)					
コンクリート類	55. 0	m³			
木くず類 建設廃材	52. 0				
木くず類 防腐剤塗布材	7. 0				
ガラス類	6. 0				
・	1.7	m³			
金属くず類	4. 0	m³			
管理型混合	4. 5	m³			1
がれき類	6. 5	m³			
その他廃棄物	8. 0	m³			
小計	0.0				
-7. 11					
(廃棄物処分費)					
コンクリート類	59. 0	t			
木くず類 建築廃材	25. 0				
・ 木くり類 建栄焼性 木くず類 防腐剤塗布材	4. 0				
・ イン 9 短	5. 0				
	0. 5				
廃プラスチック類	3.5	t			
金属くず類		t			
管理型混合	0.9				
がれき類	8.0				
その他廃棄物	1.5	t			
循環資源利用促進税	5. 5	t			
小 計					
(仮設工事費)	1	式			
小 計					
(外構工事費)					
解体跡地整地(埋戻し土・締固め・敷砂利含む)	165	m [‡]			
小計					
(その他工事費)					
既存給水管止水	1	式			
小計					
直接工事費 計					
【共通費】					
(共通仮設費)	1	式			
(現場管理費)	1	式			
(一般管理費)	1	式			
共通費 計					
工事価格 合計	1	式			1
消費税	10	%			1
工事費 総合計	10	,,,			